

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

(12) 道立病院局（医療職給料表(1)）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	職員数	うち再任用	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	9	12.7%	医師	7		9	12.7%	医師級
				医長	2				
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務 を行う職務	8	11.3%	医師	2		8	11.3%	
				医長	6				
3級	1 本庁の主幹の職務 2 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の副院長の職務 3 子ども総合医療・療育センターの部長、総合発達支援センター長、特定機能周産期母子医療センター長、循環器病センター長又は在宅支援室長の職務 4 医長又は主任技師の職務	44	62.0%	医長	34		34	47.9%	係長級
				子ども総合医療・療育センターに置くセンターのセンター長	2		10	14.1%	課長補佐級
				部長	5				
				副院長	3				
4級	1 医療指導参事、医療参事又は人材確保対策室長の職務 2 子ども総合医療・療育センター長の職務 3 病院長の職務 4 子ども総合医療・療育センターの副センター長、地域連携センター長又は医療安全推進室長の職務	10	14.1%	子ども総合医療・療育センターに置くセンターのセンター長	1		9	12.7%	課長級
				室長	1				
				副センター長	3				
				道立病院の長	4				
				子ども総合医療・療育センターの長	1		1	1.4%	次長級
合 計		71	100%						